

いのち支える安中市自殺対策計画



平成31年3月

群馬県安中市

はじめに

我が国の自殺対策につきましては、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、「個人の問題」とされていた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

そして自殺予防に関する知識の普及や啓発が総合的に推進された結果、自殺者数は減少傾向にあるなど少しずつ成果が上げられていますが、尊い命が毎年失われている状況に変わりはありません。

こうした中、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法が改正され、「生きることの包括的な支援」として取り組むことが示されました。これを受け、本市におきましては、この度『いのちを支える安中市自殺対策計画』を策定いたしました。

本計画は、平成31年度から35年度までの5カ年計画とし、自殺総合対策大綱の基本理念である「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて取り組みを進めます。自殺リスクを低下させることの推進を図るとともに、本市の全事業の中で、生きることの包括的な支援に繋げるため事業間の連携を強化し、地域社会の問題として自殺対策を全庁的に取り組んでまいります。

市民の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただきますとともに、お一人お一人が自殺対策の担い手として意識を高めていただければ幸いです。これからも、みんなで力を合わせ“つながる”まちづくりを進めていきたいと考えていますのでご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成31年3月

安中市長 茂木英子



目 次

I 計画策定の趣旨等

I-1	趣旨	1
I-2	計画の位置付け	1
I-3	計画の期間	2
I-4	計画の数値目標	2

II 安中市における自殺の特徴

II-1	全国（県）との比較と推移	3
II-2	性別・年代別の割合と自殺率	4
II-3	対策が優先されるべき対象群の把握	5

III いのち支える自殺対策における取組

III-1	基本施策	7
III-2	重点施策	12
III-3	自殺対策に関する評価指標	15

IV 自殺対策の推進体制等

IV-1	安中市自殺予防対策庁内連絡会議	16
IV-2	安中地域自殺予防対策連絡会議	16
IV-3	自殺対策の担当課・担当者	17
IV-4	計画の見直し及び進行管理	17

V 巻末資料

V-1	自殺対策基本法	19
V-2	自殺総合対策大綱（概要）	24
V-3	自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）	25
V-4	安中市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱	26
V-5	生きる支援関連施策一覧	27

I 計画策定の趣旨等

I-1 趣旨

我が国の自殺対策は、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進し、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、我が国の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進 7 か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年 2 万人を超える高い水準で推移し、非常事態はいまだに続いている状況にあります。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から 10 年の節目に当たる平成 28 年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

本市における平成 29 年の自殺者数及び自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は、10 人、16.8 であり、群馬県の自殺死亡率よりは低くなっていますが、全国平均よりも高い状況であり、深刻な状況が続いています。

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域全体の取組を図り、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

こうしたことから、本市において自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策基本法第 13 条第 2 項の規定に基づき、本市の状況に応じた自殺対策の施策として、「安中市自殺対策計画」を策定しました。

今後は、本計画を推進することにより、市民一人ひとりが自殺予防の主役となり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指していきます。

I-2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づき、本市の状況に応じた、総合的な自殺対策の推進を図るために策定するものです。
- (2) 本計画は、自殺総合対策大綱の基本理念を踏まえ、本市の自殺対策を推進していくための総合的な計画です。「第 2 次安中市総合計画」と整合性を持ち、自殺対策に関連する他の計画と連携を図るものです。

I - 3 計画の期間

平成31年度から平成35年度までの5年間

ただし、社会情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえ、適宜見直しを行います。

I - 4 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱では平成27年（2015年）から平成38年（2026年）までの10年間で自殺死亡者を30%以上減少させ、自殺死亡者を13.0以下とすることを目標としています。群馬県の自殺対策の数値目標は、平成35年までに自殺者数を平成29年と比べて20%以上減少させることを目標としています。本市の目標値については、自殺死亡者を平成29年と比べて20%以上減少させ、次のとおりとします。

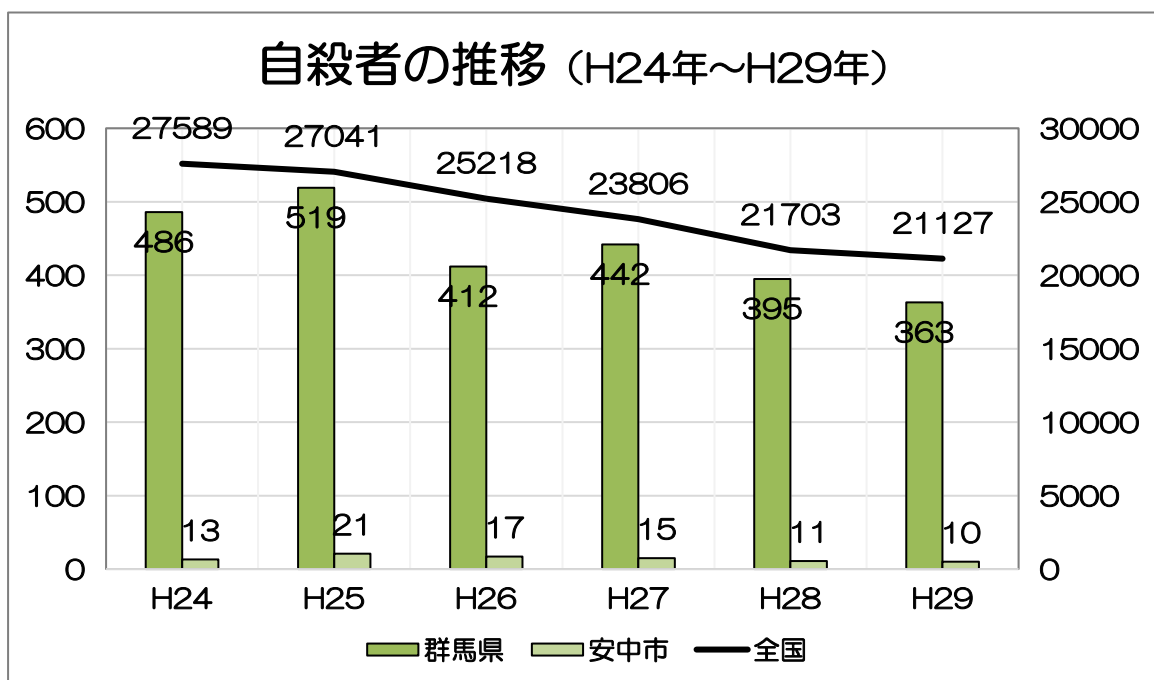
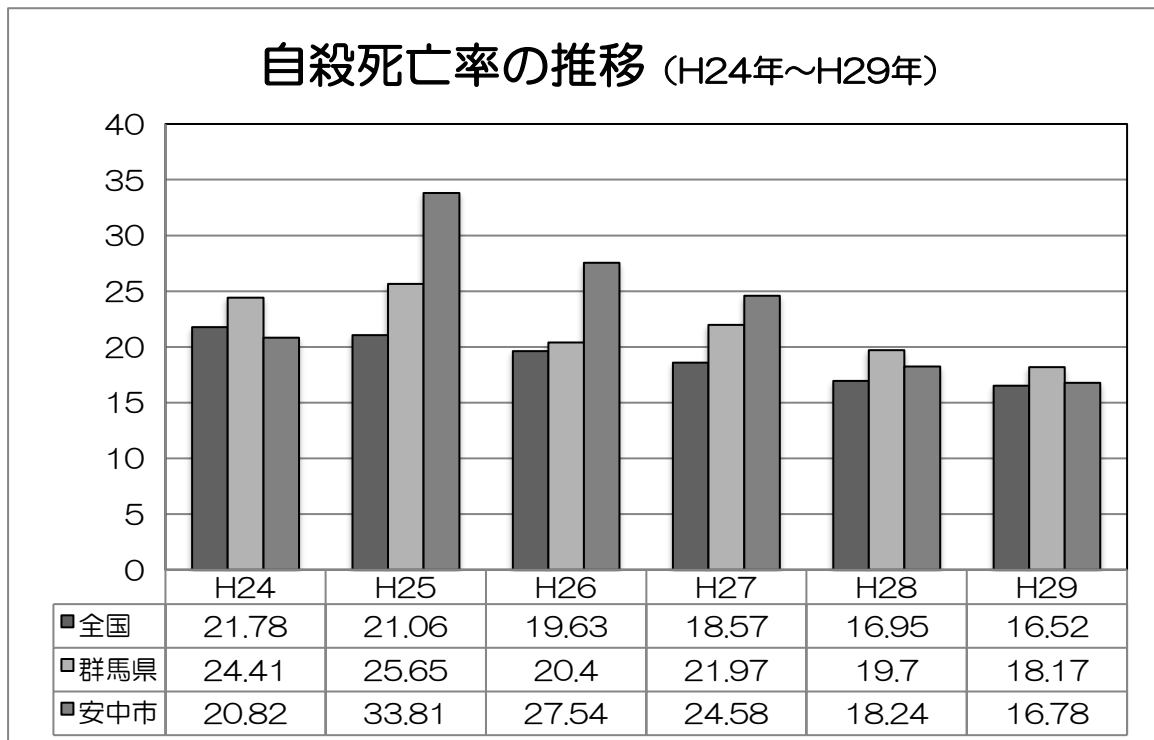
本市の数値目標	平成29年	平成35年
自殺死亡率 (自殺死亡者数)	16.8 (10人)	13.0以下 (8人以下)

☆自殺死亡率・・・人口10万人あたりの自殺死亡者の数。人口規模の違う集団の比較をするために使用する指標。

II 本市における自殺の特徴

II-1) 全国（県）との比較と推移

本市における自殺死亡率は、平成 25 年に増加し、その後は減少傾向にあります。平成 25 年から 27 年までは全国・県より高い傾向にありましたが、平成 28 年以降は、ほぼ同水準で推移しています。



〔資料〕厚生労働省 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料

Ⅱ-2) 性別・年代別の割合と自殺死亡率

平成25年～29年の5年間の自殺死亡率の総数は全国の18.5よりも高い24.3となっています。また、女性の14.2と比べて男性は34.8と自殺死亡率が高くなっています。年代別自殺死亡率で、男性は80歳以上が74.5と最も多く、次に60歳代が46.9、30歳代が36.6となっています。

女性は30歳代が26.5と最も多く、次に50歳代が26.2、60歳代が15.6となっています。

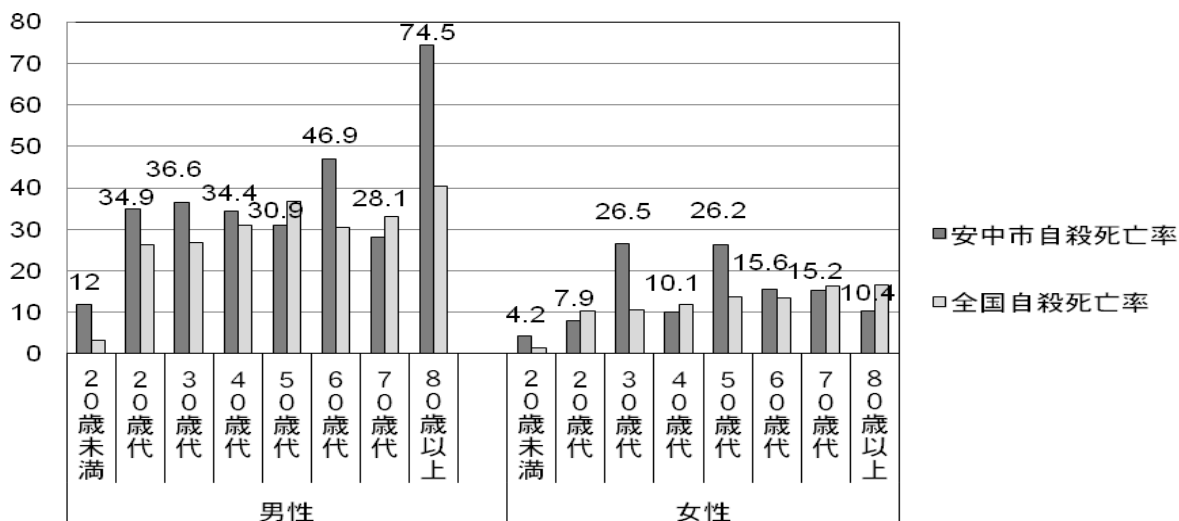
自殺者の性別・年代別の割合と自殺死亡率(10万対)

H25～29 合計(人)		安中市 割合	全国割合	安中市自 殺死亡率	全国自殺 死亡率
総数		100.0%	100.0%	24.3	18.5
男性		70.3%	68.9%	34.8	26.2
女性		29.7%	31.1%	14.2	11.3
男性	20歳未満	4.1%	1.6%	12.0	3.3
	20歳代	6.8%	7.5%	34.9	26.2
	30歳代	8.1%	9.5%	36.6	26.7
	40歳代	9.5%	12.3%	34.4	30.9
	50歳代	8.1%	12.1%	30.9	36.8
	60歳代	16.2%	11.4%	46.9	30.5
	70歳代	6.8%	8.7%	28.1	33.0
	80歳以上	10.8%	5.7%	74.5	40.5
女性	20歳未満	1.4%	0.7%	4.2	1.5
	20歳代	1.4%	2.8%	7.9	10.2
	30歳代	5.4%	3.6%	26.5	10.6
	40歳代	2.7%	4.6%	10.1	12.0
	50歳代	6.8%	4.5%	26.2	13.8
	60歳代	5.4%	5.2%	15.6	13.4
	70歳代	4.1%	5.2%	15.2	16.4
	80歳以上	2.7%	4.4%	10.4	16.7

〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロファイルデータ

※端数調整のため性別合計が異なります

性・年代別の自殺率（10万対）



〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロファイルデータ

II-3) 対策が優先されるべき対象群の把握

平成25年～29年の5年間の動向から、男性60歳以上の無職同居者と独居者の自殺者が多くなっています。次に、男性40歳～59歳は有職同居者が多くなっています。

背景として、男性60歳以上では失業や退職による生活苦や介護の悩み、身体疾患、または死別や離別からくるうつ状態が考えられます。男性40歳～59歳の有職者では、仕事の配置転換による過労、職場の人間関係の悩みや仕事の失敗などが主な自殺の危機経路と考えられます。

地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H25～29 合計））

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位: 男性60歳以上無職同居	11	14.9%	41.3	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位: 男性60歳以上無職独居	9	12.2%	203.9	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位: 男性40～59歳有職同居	8	10.8%	25.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位: 女性60歳以上無職同居	8	10.8%	18.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位: 女性40～59歳無職同居	6	8.1%	31.5	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺

〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロファイルデータ

有職者の自殺の内訳は、被雇用者・勤め人が 95.7%と、全国の割合と比較し高い傾向があります。

有職者の自殺の内訳(特別集計(自殺日・住居地、H25～29 合計))

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	1	4.3%	20.3%
被雇用者・勤め人	22	95.7%	79.7%
合計	23	100.0%	100.0%

〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロフィールデータ

60歳以上の自殺者の内訳は、女性よりも男性が高くなっています。特に男性60歳代の独居者が最も多く、次に80歳以上の同居者の順になっています。女性では、60歳代の同居者が最も多くなっています。

60歳以上の自殺の内訳(特別集計(自殺日・住居地、H25～29 合計))

性別	年齢階級	同居人の有無(人数)		同居人の有無(割合)		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	4	8	11.8%	23.5%	17.1%	10.8%
	70歳代	4	1	11.8%	2.9%	15.1%	6.3%
	80歳以上	5	3	14.7%	8.8%	10.4%	3.6%
女性	60歳代	4	0	11.8%	0.0%	9.7%	3.2%
	70歳代	2	1	5.9%	2.9%	9.1%	3.8%
	80歳以上	2	0	5.9%	0.0%	7.4%	3.5%
合計		34		100%		100%	

〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロフィールデータ

Ⅲ いのち支える自殺対策における取組

Ⅲ-1) 基本施策

〔施策1〕 地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進には、地域におけるネットワークの強化が基盤となります。自殺の多くは様々な要因が関係しており、多様な関係者との連携を強化していく必要があります。

1. 「安中市自殺予防対策庁内連絡会議」の実施

本市の庁内において、副市長をトップとした関係部長で構成される庁内組織であり、自殺対策を全庁的に推進するために関係各課と情報共有し、連携を図りながら各施策に取り組みます。（福祉課）

2. 「安中市自立支援協議会」の設置

医療、保健、福祉、教育及び障害者就労等に関係する機関とのネットワークの構築を図り、地域福祉に関するシステムづくりを推進します。（福祉課）

3. 「要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」の設置

関係機関を交えた会議を実施し、児童虐待防止対策の充実を図ります。（子ども課）

4. 地域での見守りの強化

身近な地域のコミュニティにおいて、自殺の防止につながるよう声かけや見守りのできる地域づくりを進めます。（関係各課）

〔施策2〕 自殺対策を支える人材の育成

自殺リスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺対策を支える人材の育成は、重要な取組です。サインに気づき傾聴し必要な支援機関につなぐことができる人材の養成を進めていきます。

1. 関係団体向け「ゲートキーパー研修」の開催
地域住民に身近な存在である民生児童委員等を対象に研修会を開催し、人材の確保を図ります。（福祉課）
2. 勤労者・経営者向け「ゲートキーパー研修」の開催
職場におけるメンタルヘルス対策の推進のため研修会を実施し、心の不調に対する適切な声かけや支援方法を学ぶとともに、早期に気づける環境づくりをすすめます。（観光経済課・福祉課）
3. 市職員研修事業「ゲートキーパー養成講座」の開催
自殺予防月間とあわせて市職員を対象とした研修を実施します。身近な問題となっている気分障害やうつ病などの知識や、コミュニケーションの方法に視点をおき、適切な声かけや支援方法を学び、市民サービスを展開していくなかで自殺対策を進めていきます。（職員課）

ゲートキーパーとは

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけて話を聞き、必要な支援につなげて見守る人です。悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要です。

自殺対策におけるゲートキーパーの役割は、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切に関わることです。

〔施策3〕 市民への啓発と周知

市民が自殺対策についての理解を深められるような情報提供を行います。特に自殺予防週間や自殺予防強化月間には、広報媒体等で地域全体に向けた啓発や相談窓口の情報の周知を図ります。

1. 自殺対策の周知を図る

- ◇自殺予防週間（9月）、自殺予防強化月間（3月）に合わせて、市の広報紙で相談場所等の周知と自殺対策の啓発を行います。また各種イベントなど、市民が集まる場において相談機関の情報を配布するとともに、ホームページ等を活用し相談窓口の周知の徹底を図ります。（福祉課）
- ◇過労死等防止啓発月間や年次有給休暇取得促進期間を広報紙で周知し、労働者の自殺予防対策へ繋げていきます。（観光経済課）

〔施策4〕 生きることの促進要因への支援

自殺リスクを低下させるためには、生きることの促進要因を増やす必要があります。生活上の困り事を解決できるような支援、不安を軽減し生きることの促進要因の強化につながる取組を行っていきます。

1. 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援を行う。

- ◇若者就職活動個別相談や無料法律相談、人権相談や外国人相談等、相談支援体制を充実させます。（福祉課）
- ◇配偶者暴力相談支援センターの設置により、配偶者等からの暴力の相談及び被害者の自立支援を行います。（地域創造課）
- ◇生活困窮者の自立支援のための相談や、子どもの学習生活支援事業を行います。（福祉課）
- ◇一般就労に従事する準備段階として、生活習慣やコミュニケーション力などの形成を有期で計画的に支援する就労準備支援事業を実施します。（福祉課）
- ◇ひきこもり相談を実施し、社会復帰を目指す支援を行います。（福祉課）
- ◇身体疾患からくるうつ状態も要因として考えられるため、身体やこころの病気に関する悩みの相談支援を行います。（健康づくり課・福祉課）

2. 障害者（障害児）への支援を行う。

- ◇市内の相談支援事業所と連携し、障害者（障害児）の相談や支援を強化します。（福祉課）
- ◇障害者虐待防止センターを設置し、虐待防止策の検討や早期発見の体制強化を図り、障害者（障害児）の保護とサポート体制の強化に取り組んでいきます。（福祉課）

3. 高齢者への支援の強化を図る。

- ◇生きがい対応型デイサービスを実施し、高齢者の社会的孤立感の解消及び自立した生活の助長を図り、高齢者の生きがいを創出し、社会参加を促進していきます。（高齢者支援課）
- ◇老人福祉センター（いきいき長寿センター）で高齢者の相談に応じるとともに、生きがい対策のための便宜を提供する等、健康で明るい生活が営めるように運営していきます。（高齢者支援課）
- ◇介護予防講演会や介護予防教室を実施し、通いの場を充実させて、地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても生きがいや役割を持って生活できるように支援します。（高齢者支援課）
- ◇認知症総合支援事業（認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置）、家族介護支援事業（認知症高齢者見守り事業）を実施し、認知症やその家族に対する支援を行っていきます。（高齢者支援課）

【施策5】若年層への支援の強化

若年層は、ライフスタイルや生活の場に応じた対応が必要となります。

悩みや問題が深刻化する手前の段階で、必要な支援につなげ、自殺に追い込まれないための取組が求められます。また、子どもや子育て世帯に対して「一貫した支援」が出来るよう支援者間の連携を強化し、妊娠期から乳幼児期、就学、就学後までの期間と義務教育終了後から就職までの支援のつながりが課題となります。支援のつながりが十分にできるよう、支援者間の情報交換と共有を行い必要な取組を実施します。

1. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育等の推進

- ◇児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理負担を受けた場合等における対処の仕方を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）の実施に向けた取組を推進していきます。（学校教育課・生涯学習課）
- ◇市いじめ防止子ども会議を実施し、小中学校の代表児童生徒が、いじめをなくすために自分たちができることを話し合う場を設けます。（学校教育課）

2. 相談支援の推進

- ◇不登校児童生徒の支援として、安中市適応指導教室「せせらぎの家」において集団生活に適応するための支援をします。体験活動や仲間とのふれあいを通して学校復帰に向けての力を蓄えられるよう支援を行います。（学校教育課）
- ◇専門的な知識や技術をもつスクールソーシャルワーカーを活用し、課題をかかえた子どもや保護者に対し様々な機関とのネットワークを活用して、課題解決への対応を図ります。（学校教育課）
- ◇電話や面接及びメールにより青少年の相談を受けます。（生涯学習課）
- ◇若者を主な対象とする自殺防止のためのSNSを活用した相談窓口を、周知していきます。（福祉課）

3. 妊娠・出産からの一貫した支援の推進

- ◇新生児期からの助産師や保健師による家庭訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問事業として生後2か月児の家庭を訪問し、産後ケア支援に努めます。（健康づくり課）
- ◇母子手帳交付時に妊婦相談を実施し、妊娠期から育児不安の解消等、サポート体制をつくります。（健康づくり課）
- ◇産前産後ホームヘルプサービスを実施し、妊娠出産や育児の身体的精神的な負担を軽減するために、家事や育児の支援を行います。（子ども課）
- ◇ファミリーサポートセンター事業を実施し、会員同士の相互援助活動により、育児の支援を行います。（子ども課）
- ◇家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導及び援助を行う家庭児童相談員を配置します。（子ども課）
- ◇子育てを中心としたカウンセリング講座や、乳幼児のいる保護者の交流や情報交換の場として子育てサロンを開催します。（生涯学習課）



Ⅲ-2) 重点施策

本市の重点施策として、60歳以上の無職者の自殺者が多い傾向があります。

背景として、失業や退職による生活苦、死別や離別及び身体疾患から来るうつ状態などが主な自殺の危機経路と考えられます。そのため、1) 高齢者と2) 生活困窮者に重点をおいた施策が必要となります。次に3) 勤労者や経営者の自殺者が多く、配置転換による過労、人間関係の悩みなどが背景として考えられます。勤労者や経営者の自殺対策も重点施策として取り組んでいきます。また、4) 子どもや若者の自殺は家族はもちろんのこと、社会的にも深刻な問題であり、自殺に追い込まれないための支援への取組が重要と考えられ、重点施策として取り組んでいきます。

1) 高齢者

高齢者は多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要となります。また、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立や孤独に陥りやすい傾向があります。したがって、地域包括ケアシステム等の施策と連動した事業の展開を図ることや、高齢者の孤立や孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等といった施策の推進が必要となります。

方向性及び目標

- ① 高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるように、高齢者及び家族が抱える問題等について、相談の受付や情報提供を行います。
(高齢者支援課)
- ② 高齢者の健康不安に対する支援のため、介護予防講演会や介護予防教室を継続して実施します。(高齢者支援課)
- ③ 社会参加の強化と孤立や孤独の予防のため、生きがい対応型デイサービスやふれあいいきいきサロンの支援を継続して行っていきます。(高齢者支援課)
- ④ 認知症総合支援事業、家族介護支援事業を実施し、認知症やその家族に対する支援や地域の支援機関との連携を図っていきます。(高齢者支援課)

2) 生活困窮者

生活困窮者は、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的な問題だけではなく人間関係にも問題がある場合が多く、社会的に排除されやすい傾向があります。様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであることを認識した上で、効果的な生活困窮者支援対策が求められます。

方向性及び目標

- ①生活困窮者に対する相談窓口の周知を図るとともに、相談者が抱える問題に対して早期に適切な支援が行えるよう協力体制を整えます。（福祉課）
- ②一般就労に従事する準備段階として、生活習慣やコミュニケーション力などの形成を有期で計画的に支援する就労準備支援事業を実施します。（福祉課）
- ③ハローワークと連携した就労支援を実施します。（福祉課）
- ④居場所づくりや生活支援の充実のために、住居確保給付金や子どもの学習生活支援を継続して実施します。（福祉課）

3) 勤労者・経営者

勤労者や経営者の対策は、勤務環境、労働環境の多様化に対応出来るよう事業所、職域だけの対策でなく、行政や地域の業界団体の役割が重要であり、地域での周知や啓発等も望まれます。勤労者や経営者に関する自殺対策は、働き方改革の諸施策との連携を図りながら進める必要があります。

方向性及び目標

- ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進のため勤労者や経営者向けのゲートキーパー研修を実施し、心の不調に対する適切な声かけや支援方法を学ぶとともに、早期に気づける環境づくりをすすめます。（福祉課）
- ②過労自殺を含む過労死等の防止のため、年次有給休暇取得促進期間の啓発や過労死等防止啓発月間の周知を広報紙等で行います。（観光経済課）

4) 子ども・若者

子どもや若者対策は、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められます。抱える悩みは多様ですが、子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なるため、それぞれの段階にあった対策が必要となります。

方向性及び目標

- ①児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理負担を受けた場合等における対処の仕方を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）の実施に向けた取組を推進していきます。（学校教育課・生涯学習課）
- ②いじめを苦しめた自殺予防のために、各小中学校の代表児童がいじめ防止子ども会議を実施し、いじめをなくすために自分たちができることを話し合う機会をつくります。（学校教育課）
- ③スクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、課題を抱えた子どもや保護者に対し関係機関とのネットワークを活用して、課題解決への対応を図っていきます。（学校教育課）
- ④不登校児童生徒に対し、安中市適応指導教室「せせらぎの家」において、集団生活への適応を支援し、学校復帰に向けての力を蓄えられるように支援を行います。（学校教育課）
- ⑤不安を解消し、前向きに子育てができるよう、子育てを中心としたカウンセリング講座を実施します。（生涯学習課）
- ⑥妊娠期からの途切れのない支援に向けた環境づくりのために、母子手帳交付時に保健師が個別面接を行い、出産前から継続した支援を行って行きます。（健康づくり課）
- ⑦若者を主な対象とする自殺防止のためのSNS等を活用した相談窓口の、周知をしていきます。（福祉課）



Ⅲ-3) 自殺対策に関する評価指標

本計画の主な評価指標を次表のとおりとし、毎年度、取組状況を取りまとめて、その進捗状況を検証・評価し、安中市自殺予防対策庁内連絡会議に報告の上、その後の取組について協議し、計画を推進していきます。

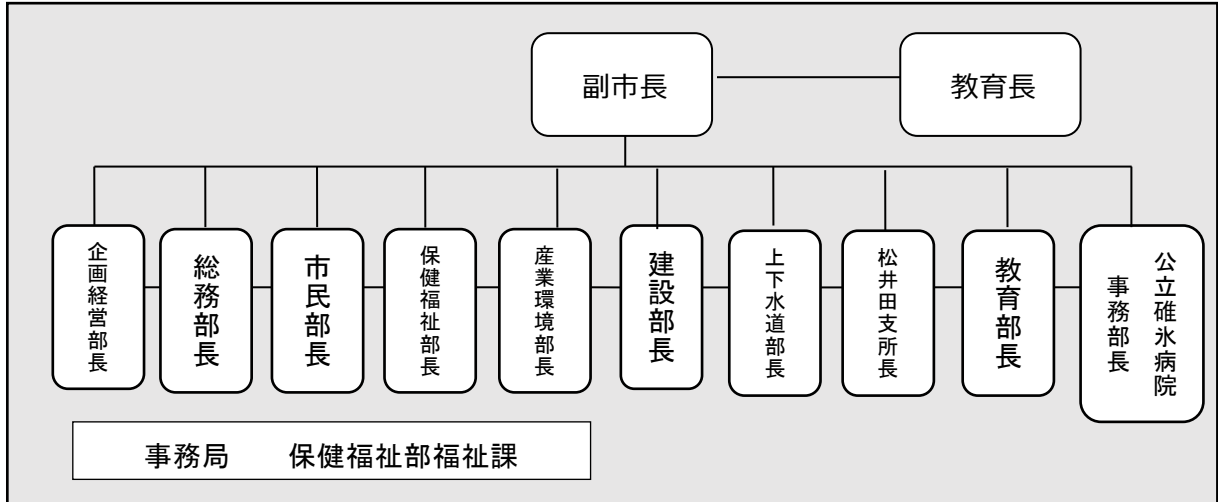
☆…新規の取り組み

指 標	現 状 H30(2018)	目 標 H35(2023)
地域におけるネットワークの強化		
☆安中市自殺予防対策庁内連絡会議	年1回	年1回
☆地域での見守りの強化(見守り活動を行っている地域の団体数)	6団体	8団体
自殺対策を支える人材の育成		
☆関係団体向けゲートキーパー養成講座受講者数	-	80人
市職員のゲートキーパー養成講座受講者数	176人	230人
市民への啓発と周知		
相談体制の強化(相談窓口の周知)	市広報紙等 年2回 イベント等 年1回	市広報紙等 年2回 イベント等 年1回
重点施策1 高齢者		
サロン等の居場所づくり	56か所	58か所
重点施策2 生活困窮者		
生活困窮者支援調整会議	月1回	月1回
一般就労者数(就労支援を受けて就労に結びついた人数)	24人	27人
重点施策3 勤労者・経営者		
☆勤労者や経営者向けゲートキーパー養成講座の実施	-	年1回
年次有給休暇取得促進期間や過労死等防止啓発月間の周知	市広報紙等 年2回	市広報紙等 年2回
重点施策4 子ども・若者		
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合(健やか親子21(第2次)の指標に基づく乳幼児健康診査必須問診項目より)	89.9% (H29年度)	90%以上
☆若者を対象としたSNS等を利用した相談窓口の周知(ホームページ等掲載)	-	掲載記事の閲覧数 100件以上

IV 自殺対策の推進体制等

IV-1) 安中市自殺予防対策庁内連絡会議

市民のかけがいのない命を救う自殺対策を庁内で横断的に取り組むために、進捗状況を検証・評価し、その後の取組について協議し、計画を推進していきます。



IV-2) 安中地域自殺予防対策連絡会議

安中保健福祉事務所において、保健、福祉、教育、医療、商工、労働、警察、消防、地域住民で構成される関係団体等で構成し、市や関係機関、関係団体等とともに地域の実情に応じた対策を推進します。

分野	所属	分野	所属
教育	安中市教育委員会	医療	安中市医師会
商工労働	安中市商工会		安中保健福祉事務所 嘱託医（西毛病院）
	安中市松井田商工会		安中市薬剤師会
	高崎公共職業安定所 安中出張所		群馬県看護協会 安中地区支部
	連合群馬西部地域協議会		群馬弁護士会
警察	安中警察署		群馬司法書士会
消防	安中消防署	消費生活	安中市消費生活センター
保健福祉	安中市母子保健推進協議会	行政機関	安中市福祉課
	安中市社会福祉協議会		安中市健康づくり課
	安中市民生委員児童委員協議会		安中市高齢者支援課
	ヌア・リーベ相談支援事業所		安中市松井田支所住民福祉課
ワザバー	群馬県こころの健康センター		安中保健福祉事務所(所長、医監)

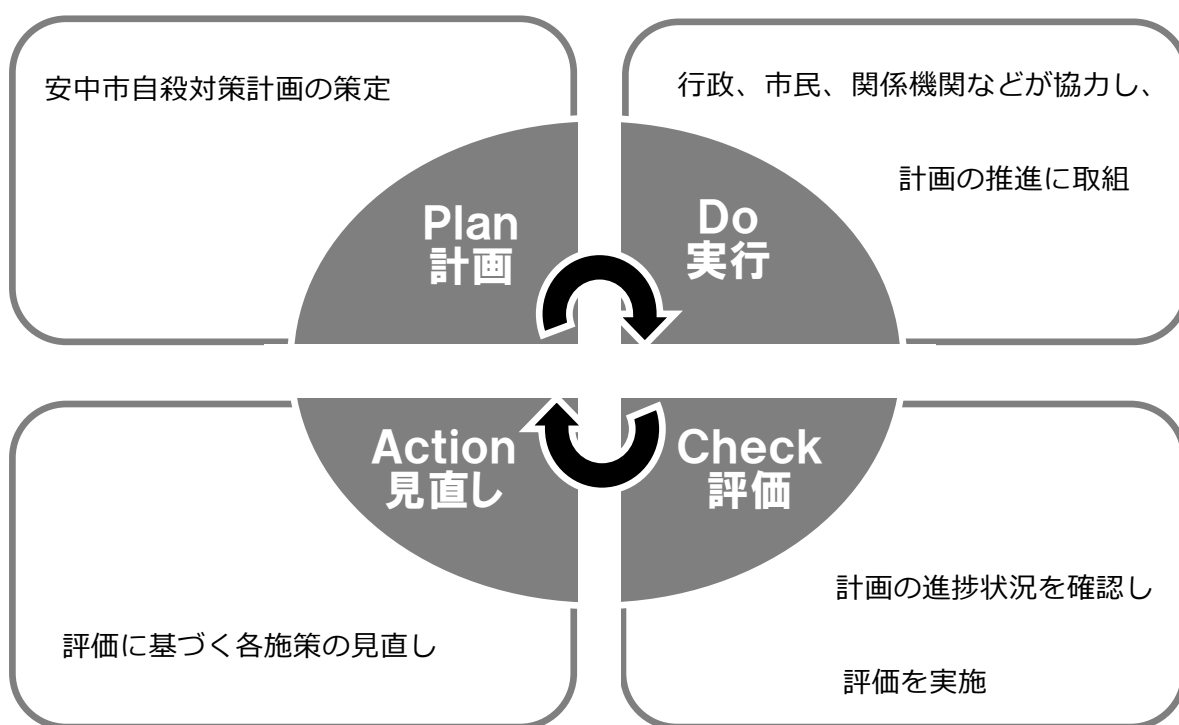
IV-3) 自殺対策の担当課・担当者

本計画の担当課（事務局）は福祉課とします。

IV-4) 計画の見直し及び進行管理

本計画の推進に当たっては、安中市自殺予防対策庁内連絡会議により、具体的な取組の進捗状況等を点検します。評価に基づく自殺対策の推進にあたっては、様々な社会状況などを踏まえながら、「PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（改善）」を行うことにより目標の実現を目指していきます。

評価については、事業の実績や指標などを用いて実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。計画の最終年度において、総括的な最終評価を行います。



V 巻末資料

V-1 自殺対策基本法

V-2 自殺総合対策大綱（概要）

V-3 自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

V-4 安中市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱

V-5 生きる支援施策一覧

1 自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日法律第八十五号)
最終改正：平成二八年三月三〇日法律第一一号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱

(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合

いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(設置)

第1条 市民のかけがえのない命を救う自殺予防対策を庁内で横断的に取り組むため、安中市自殺予防対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺予防対策の総合的な推進及び連携に関すること。
- (2) 自殺予防対策に関する業務の情報交換及び調査に関すること。
- (3) 自殺予防対策の検討に関すること。
- (4) その他自殺予防対策に係る必要な事項の調整に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 企画経営部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民部長
- (5) 保健福祉部長
- (6) 産業環境部長
- (7) 建設部長
- (8) 上下水道部長
- (9) 松井田支所長
- (10) 教育部長
- (11) 公立碓氷病院事務部長

(会長等)

第4条 連絡会議に会長及び副会長を置き、会長は副市長をもって充て、副会長は保健福祉部長を充てる。

2 会長は、連絡会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

いのち支える安中市自殺対策計画

発行年月／平成31年3月

発行・編集／安中市役所 保健福祉部 福祉課 障害福祉係

〒379-0192

群馬県安中市安中1-23-13

電話 027-382-1111

FAX 027-381-0503